

陳情第4号携帯電話等中継基地局(5G基地局及びそれ以外も含む基地局)設置に関する条例の制定についての陳情に賛成の立場で討論いたします。

この陳情に書かれた趣旨及び陳情項目、また添付された資料は大変詳細で、その調査内容に関して大変な御努力に敬意を表します。これまで電磁波に関して私も学んでまいりました。携帯電話、太陽光発電設備、オール電化、また学校教育現場では無線LAN化を国が進める「教育のITC化」など、様々な分野、場所、目的での利用が進む中で学んできた経緯があります。これらから指摘しなければならないことは、一番には健康被害である電磁波過敏症です。また個人情報のプライバシーが侵害されるリスク、監視社会に進められていることが問題です。海外では専門家による電磁波被害については認識されていますが、日本ではそのような情報の格差が著しいように感じています。その表れとして、陳情者が提出した陳情者の御本人外103名の署名活動をされた結果での提出です。しかし、この署名でもかなり苦戦した経緯も聞いております。環境問題や健康問題に関心がある方でも、「便利になるんでしょ」「自動運転の切り札になる仕組みでしょう？」等、賛同を求めて説明しても署名までには至らないことも少なくありませんでした。まだまだリスクについての情報が、あまりにも少ないのが現状です。

また、この陳情に関連する全国の条例化を実現した自治体の先進的な取組が紹介されています。資料にも添付されていたとおりではあります。また、この12月議会では、東京都多摩市議会では5Gに関連した、さらに進んだ動きが確認されました。野田市においては、まだ5Gの基地局が設置されていないから時期尚早というのではなく、今まさに予防の観点を重視すべきです。私は、6月議会で5Gに関する質問を議会で取り上げました。その入り口としては、スーパーシティ構想の質問から入りましたが、このスーパーシティ構想なる国の政策に野田市が手を上げるとは思ってはいません。しかし、様々な問題を抱えていながら、情報が少ないことへの警鐘を鳴らす意味での質問であり、少数であっても被害に苦しむ健康被害者は、明日は我が身かもしれません。

5Gの基地局の電磁波の問題は、周波数が高くなるほど波長が短くなり周囲の影響を受けアンテナの数を増やしていかなければなりません。4Gは安全で5Gは安全ではないというものではなく、4Gであっても電磁波のリスクはあります。だからと言って、スマートフォンの利用を制限し使ってはいけないという内容ではありません。情報公開と設置に当たっては事前の説明を求めること、また電磁波の影響を受けやすい環境因子に敏感な対象者の利用する公共施設等へは配慮し設置を行わない等々の内容です。

検証が進み健康被害が確認されているもの、まだまだ未検証の課題もあり、エビデンスが必要だという声も聴きます。しかしながら、厳しい条件や基準ができる前に、今のうちにと急いでアンテナ設置が進められてからでは遅いのです。先進市の取組が既にあることから見ても必要な条例だと考え、この陳情に賛成いたします。